

国民健康保険税

納税通知書・決定通知書を

7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

通知書の内容を必ずご確認ください

窓口で納付される方、口座振替により納付される方には、納税通知書を送付します。すでに年金天引きで納付されている方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

保険税の税率等を改定しました

平成30年度から国保制度が都道府県単位化されたことに伴い、保険税の税率を改定しました。

また、国の法令改正にあわせ、課税限度額を改定しました。改定内容は下表のとおりです。

	所得割	均等割 ※一人あたり	平等割 ※一世帯あたり	課税限度額
基礎分	7.8% (8.0%)	21,000円	22,000円 (24,000円)	58万円 (54万円)
支援金分	2.7%	10,000円	なし	19万円
介護分	2.1%	16,000円	なし	16万円

※()内は平成29年度。

※所得割は、前年の所得から基礎控除33万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。

特例対象被保険者等の負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由で離職された方は、左表の要件に該当する場合、保険税が軽減されますので必ず届け出をしてください。

※平成29年3月31日から平成30年3月30日の間に離職し、届け出をして平成29年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方は、30年度分も自動的に適用されます。

該当要件	①離職日が平成29年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」（「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号）であること。【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定
届出に必要なもの	雇用保険受給資格者証（原本）
届出場所	国保年金課および本納支所

所得申告により国保税が軽減される場合があります

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。所得状況が不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんので、所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

また、国の法令改正にあわせ、軽減判定所得の基準が左表のとおり引き上げられ、軽減される世帯の範囲が拡大しました。

	軽減判定に係る所得基準額	
5割軽減	33万円	+ 27.5万円 [平成29年度27万円] × (被保険者+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円	+ 50万円 [平成29年度49万円] × (被保険者+特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方

平成30年度 後期高齢者医療の保険料額を7月中旬に通知

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ、保険料額の決定通知書を送付します。

◆年金天引きされている方

この決定通知書により確定した保険料額から、仮徴収額として（4月、6月、8月の年金から）納付した額を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知の上、還付します。

◆それ以外の方

保険料額の決定通知書と納入通知書を送付します。金融機関などで各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座、納付方法により納期限に振替となります。

お問い合わせは、国保年金課（2階）
TEL 1503、FAX 1600へ。

お問い合わせは、国保年金課（2階）
TEL 1503、FAX 1600へ。